

すべての子どもが等しく教育を受けられる環境へ

幼児期は、社会の一員として生きていくための道徳心、社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期です。この時期に、すべての子どもが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受けることが必要であり、さまざまな取り組みを行っています。

幼児教育の無償化を4歳児まで拡大しました

昨年度に幼稚園、保育所等に通う5歳児の教育費を無料にしましたが、4月から、さらに4歳児まで対象を拡大しました。

- ・幼稚園等保育料(1号認定)・・・世帯の所得等に関係なく保育料は無料
- ・保育所等保育料(2号認定)・・・世帯の所得等に応じた保育料のうち、教育費相当額は無料(保育料の約50%を軽減)
- ・子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等・・・世帯の所得等に関係なく、3万8000円を上限に、支払った保育料・入園料に対して補助
- ・児童発達支援(医療型含む)事業所・・・世帯の所得等に関係なく利用者負担は無料

問い合わせ こども青少年局保育企画課 ☎6208-8031 FAX6202-6963
福祉局障がい支援課(児童発達支援) ☎6208-7986 FAX6202-6962

認可外保育施設の児童も新たに対象としました

一定の条件を満たす認可外保育施設に通う4・5歳児を対象に、4月分から保育料の半額(教育費相当額)を補助しています(年額上限3万8000円)。



対象者	要件
利用保留児童 (当初は認可保育所等へ申し込んだが、結果的に認可外保育施設を利用している児童)	保育内容、施設整備など、国の基準を満たし、証明書が交付されている認可外保育施設に通園していること
当初から認可外保育施設を利用している児童	保育内容、施設整備など、国の基準を満たし、証明書が交付されている認可外保育施設に通園し、その施設が、大阪市が一定の教育の質があると認めた認可外保育施設であること(10月をめぐりに施設を選定)

問い合わせ こども青少年局保育企画課 ☎6208-8114 FAX6202-9050

年収約360万円未満の世帯の保育料軽減を拡充します

ひとり親世帯	幼稚園等保育料 (1号認定)		4・5歳児は無料	
	3歳児	改定前 ～6750円	▶	平成29年度 ～3000円
その他世帯	保育所等保育料 (2・3号認定)			
	3歳児未満	改定前 ～1万750円		平成29年度 ～9000円
	3歳児	～9850円	▶	～6000円
	4歳児	～9050円		～3000円
5歳児	～3950円		～3000円	
その他世帯	幼稚園等保育料 (1号認定)		4・5歳児は無料	
	3歳児	改定前 ～1万3500円	▶	平成29年度 ～1万2700円

※市民税非課税世帯は無料。
※2人目以降はさらに軽減される場合があります。

問い合わせ こども青少年局保育企画課 ☎6208-8106 FAX6202-6963

教育・保育の質の向上を図ります

幼児教育・保育の充実に向けての中心的役割を担う「保育・幼児教育センター」を4月に開設し、市内の就学前施設と連携して、さらなる教育・保育の質の向上を図ります。

■ 幼児教育・保育に関する調査研究・研修等を実施

0歳児から5歳児までの教育・保育についての調査研究や、公立・私立や施設の種別(幼稚園・保育所・認定こども園等)を問わず、市内の就学前施設の職員を対象に、研修等を行います。

■ カリキュラム開発支援

0歳児から5歳児までの年齢に応じたきめ細かな幼児教育・保育を行うため、幼稚園・保育所等を対象に「就学前教育カリキュラム」に基づいた研究発表や講演会を実施するなどの支援をします。

問い合わせ 保育・幼児教育センター ☎6952-0173 FAX6952-0178

大阪市における総合区制度の区割り案について

新たな大都市制度の検討について

住民自治の拡充や二重行政の解消といった大都市の抱える課題の解決に向けて、新たな大都市制度である総合区制度と特別区制度の検討を進めています。

このうち、総合区については、住民生活に密接に関連する行政サービスを身近な総合区役所においてできる限り提供するとともに、住民の皆さんに身近な単位でのきめ細かい行政サービスの提供に配慮しつつ、職員数を大幅に増やさないなど行政運営の効率性を考慮することを基本的な考え方として、「一般市並み」の事務を担い、区の数を「8区」として検討を進めることとし、そのベースとなる区割り案について取りまとめました。

総合区制度・・・政令指定都市において、住民自治を拡充するため、行政区に代えて総合区を設置し、区長の権限を強化させた制度

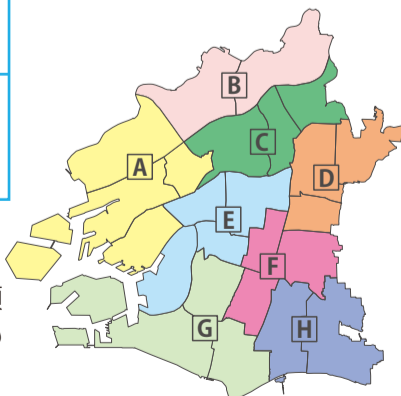
特別区制度・・・政令指定都市等を廃止して、基礎自治体である特別区を設置し、選挙で選ばれた区長のもと、住民に身近な事務が実施される制度

今後のスケジュール

この区割り案に基づき、引き続き詳細な検討を進め、8月頃をめぐりに、事務分担や組織体制、区役所の位置などの詳細も含めた総合区に関する素案を取りまとめる予定です。

総合区の区割り案作成にあたっての具体的な考え方(視点)

- 1 各総合区における将来(平成47年を想定)の人口規模を30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とする。
- 2 これまで地域において築きあげてきたコミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的な経緯を踏まえる。
- 3 総合区内における住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮する。
- 4 工営所、公園事務所など、既存の事業所をできる限り活用する。
- 5 災害対策について、緊急時には全市的な対応が必要となるが、防災上の視点についても考慮する。



区割り	平成27年人口(平成47年推計人口)
A 福島区・此花区・港区・西淀川区	31万6000人(28万6000人)
B 淀川区・東淀川区	35万1000人(31万4000人)
C 北区・都島区・旭区	32万人 (29万7000人)
D 東成区・城東区・鶴見区	35万6000人(33万2000人)
E 中央区・西区・大正区・浪速区	32万人 (31万2000人)
F 天王寺区・生野区・阿倍野区	31万3000人(28万人)
G 住之江区・住吉区・西成区	38万9000人(31万1000人)
H 東住吉区・平野区	32万2000人(27万3000人)

問い合わせ 副首都推進局戦略調整担当 ☎6208-8876 FAX6202-9355